

意見案第1号

指定生乳生産者団体制度の存続を求める意見書

北海道の酪農は、我が国の生乳生産の過半を担うとともに、その大半が乳製品向けで占められており、牛乳・乳製品の消費者への安定供給に加え、乳業・運輸業など裾野の広い関連産業とともに地域の雇用や経済を支える基幹産業として極めて重要な役割を果たしている。

生乳はその特性から毎日生産する一方、腐敗しやすく貯蔵性がないという特性を持っている中で、季節や天候などにより変動する生産と需要に応じて適切に対応していく必要がある。

こうした中、先の規制改革会議の答申では、「現行の指定生乳生産者団体制度の廃止」は盛り込まなかったが、「現行の補給金の交付対象のあり方を含めた抜本的改革について検討し、この秋までに結論を得る」とされたところである。

指定生乳生産者団体制度は、生乳生産の適地である消費地から遠い地域も含めた一元集荷と多元販売、乳価プールにより合理的な輸送体制による集送乳経費の削減、乳業者との用途別価格の交渉、飲用向けと乳製品向けへの需給調整などを通じて、本道における酪農経営の安定や生乳生産の増大、牛乳・乳製品の安定供給に重要な役割を果たしている。

近年、問題となっているバター不足は、都府県において酪農家の離農等で乳牛頭数が減少していることなどにより、生乳生産量が減少したことに起因していることから、この制度の見直しがバター不足解消につながるか、懐疑的である。

よって、国においては、指定生乳生産者団体制度に関し、生乳生産基盤の強化や収益力の向上によって、持続可能な酪農経営が実現されるよう、次の事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

- 1 条件不利地域も含めた一元集荷と乳価プールにより、指定生乳生産者団体制度が果たしている機能は、極めて重要であることから、今後ともその機能が適切に発揮されるよう対応すること。
 - 2 現在、TPPに伴う影響が最も大きいと見込まれる酪農への対策として、生クリーム等の液状乳製品を対象に追加するといった加工原料乳生産者補給金制度の見直しを進めているところであり、指定生乳生産者団体制度については、現場の状況を精査した上で、存続を前提とした十分な議論を踏まえ検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連